

令和8年度から自治体様に納入を開始します!!

最終仕様の試作機器による1年間の試験運用を完了して納入開始を決定しました。

消防署が直接受信する携帯電話用緊急通報事業

利用者は急病・火災・宅内事故などの緊急事態が発生したとき、無線発信器のボタンを押すだけで、消防署が緊急通報を直接受信して対処します。



自治体の利点と充実

- 特殊詐欺の防止対策として固定電話を廃止して、携帯電話（スマートフォン）だけを使用している高齢者が急増しています。
- ◎携帯電話だけの利用者は消防署が直接受信する緊急通報事業は利用できませんが、携帯電話用通報機器であれば利用できます。



消防署の利点と充実

- 利用者が携帯電話を通報機器の充電ケーブルに接続している場合に限り、緊急通報を発信できるため……
- ◎固定電話と全く同様に発信者と発信場所を特定でき、スピーカーホンまた固定電話機を使用して迅速・適確に対処できます。



利用者の利点と充実

- 在宅時は携帯電話を通報機器の充電ケーブルに接続しておけば……
- ◎緊急通報を発信でき、スピーカーホンまた固定電話機を使用して消防署と通話ができます。
- ◎携帯電話の代わりに固定電話機を使用して誰でも電話の発信と着信ができます。
- 外出時は携帯電話を通報機器の充電ケーブルから外して携帯すれば、携帯電話は自由に使用できます。
- 固定電話機に係る費用は一切ありません。

●在宅時

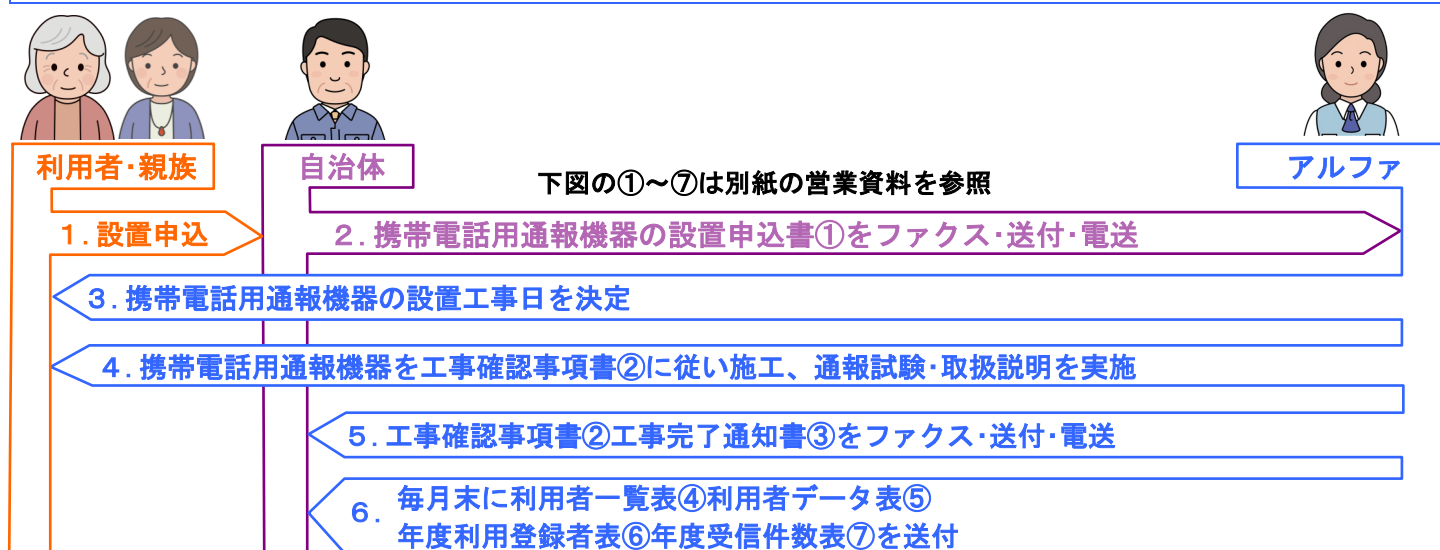
●外出時



携帯電話用通報機器は携帯電話変換装置だけの 自社レンタル方式が最も合理的な導入方法です。

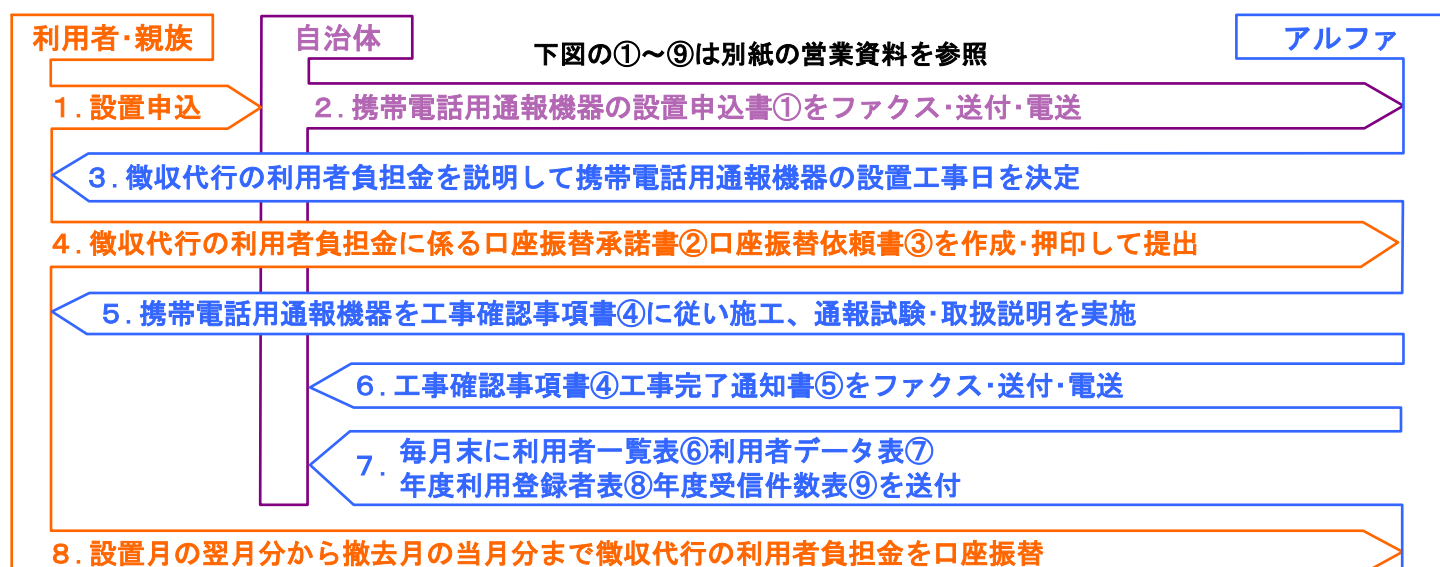
自治体が費用を負担する 携帯電話変換装置の自社レンタル料は月額780円(税抜)

- 5年自社リース方式は月額リース料は650円ですが、契約期間拘束内の不稼働率が20%を超えると自社レンタル方式より月額費用が割高になります。
- 自社レンタル方式は契約期間拘束がなく、月額レンタル料は設置した月の翌月分から撤去した月の当月分までの支払いになります。
- 携帯電話変換装置は通報機器(基本)とは異なり、不稼働率の増加が予測されるオプション機器のため、自社レンタル方式が最も合理的な導入方法になります。



利用者負担金を代行徴収する 携帯電話変換装置の自社レンタル料は月額930円(税抜)

- 代行徴収する場合は自社レンタル料の780円に口座振替手数料の150円が必要になります。



お問合せ
資料請求

 **株式会社 アルファ**
E-MAIL info@jisintasuke.com
<http://www.jisintasuke.com/>

〒165-0026 東京都中野区新井1-1-16-1F
TEL 03-5343-4411 FAX 03-5380-7700
〒441-8088 愛知県豊橋市牟呂市場町7-9-1F
TEL 0532-34-3541 FAX 0532-34-3641